

平成25年度当初予算

予算編成の基本的考え方

1 予算編成の基本的な考え方

- (1) 平成27年度以降における地方交付税の合併特例措置（平成24年度交付ベースで40億円）の段階的縮減に向けた財政運営として、歳出削減のための具体的な対処策やその取組工程を踏まえた予算編成を行う。
- (2) 今後の財政見通し等を基に目標予算規模を設定し、その範囲内での予算編成を目指す。
- (3) 予算総体経費のうち、普通建設事業費と維持補修費については資産に関する経費として一体的に捉え、予算上限を設定し、予算規模内での調整を行うとともに、これら以外の歳出全般にわたる経費について徹底した見直し、削減に取り組む。
- (4) 地域の成長を促進し、将来の市政発展につながる分野については、「成長戦略予算枠」を創設し、別途財源対策を講じる。
- (5) 予算要求額が目標予算規模を上回った場合は、査定の過程により目標予算規模の範囲となるよう、事業間の相互調整を含め、削減に向けた取組を推進するものとする。
- (6) 予算内容や予算の重点化、財源対策などの予算編成に係る財務情報について、予算要求から査定、予算案決定に至る予算編成過程を公表することにより、財政運営の透明性の向上に資する。

2 予算編成のフレーム

- (1) 優先的に実施すべき投資事業の増加に伴う予算規模の上昇と、事業見直し等による経費の削減を考慮し、人件費と公債費を含む一般会計歳出予算規模を510億円程度とする。
- (2) 資産形成及び資産の効用の保全に係る経費である普通建設事業費及び維持補修費は84億円以内とする。

(3) 成長戦略に位置付けられる2分野（「未来を切り拓く地域産業の創出」と「観光・交流人口の拡大による観光産業の育成」の2分野）については、成長戦略事業として別枠を設け、所要の財源を確保する。

(4) 医療・介護・福祉等の社会保障関係経費に対する必要な財源を確保する中、予算規模の抑制及び予算の重点化を図るために、事業の見直し、施設の統廃合及びその他行政内部経費の抑制に取り組み、経費を削減する。

なお、対象とする経費は、歳出予算規模から人件費、公債費等の特定の事業、成長戦略事業、実施計画対象事業及び社会保障関連事業等を除いた経費とする。

(5) 成長戦略区分以外の重点項目に位置付けられる事業については、歳出予算の規模を堅持する範囲内において、既存事業の統廃合・見直しにより財源の調整を行い、予算の重点化を図る。

(6) 新規事業及び既存事業の拡充については、原則、重点項目及び国県における制度改正に伴うものに限り認めることとする。

なお、重点項目に該当する新規事業及び既存事業の拡充を図る場合にあっては、既存事業の統廃合・見直しによりその財源を捻出する。